諮問番号：令和３年度諮問第６０号

答申番号：令和４年度答申第１７号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　大阪府○○子ども家庭センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和２年９月３日付けで行った児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、却下すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張

（１）処分庁は、審査請求人の意思に反して、無理矢理、審査請求人の子（以下「本児」という。）を児童養護施設（以下「本件施設」という。）に入所させておきながら、本来十分な注意を払って本児を監護すべきであるにもかかわらず、これを怠って○○被害（○○○○罪）に遭わせるなどしている。このような重大な落ち度により、本児に被害を発生させ、そのためのケアのための専門家がさまざまな処方を行ったからといって職務の怠慢が許されるわけではなく、ましてや本件施設の費用の負担を審査請求人に求めることは著しく信義に反する。

（２）審査請求人は、本児と同居し自分の監督下で養育していないことから、大阪府から支給される子育て支援給付金も、本児の分は請求していない（１ヵ月あたり５，０００円×１２月＝６０，０００円）。

（３）新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における特別定額給付金（以下「特別給付金」という。）の国民１人当たり１００，０００円の支給に関して、審査請求人に対しては、本児の分は同居していないことを理由に支給されておらず、本児の分の特別給付金は、おそらく本件施設が預かっていると思われるから、本児からまず徴収金を徴収すべきである。

（４）「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について（平成１１年４月３０日児発第４１６号厚生省児童家庭局長通知。以下「本件通知」という。）第２０の３「特例措置について」によれば、前年に比して収入が減少したり、不時のやむを得ざる支出が必要となる等の事情により、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であるなどの事情があるときは、当該年の課税額を推定し階層区分の変更を行って差し支えない旨規定されている。

また、この変更は原則として申立てにより行うが、明らかに階層区分の変更が必要な場合は、申立ての有無によらず変更決定を行って差し支えないものとすると記載されている。

審査請求人の世帯収入は前年と比して大幅な減少となっていることから、特例の内容及びその趣旨を踏まえたとき、本件においては減少した収入に見合う額に減額されなければならない（令和３年４月６日に審査請求人は徴収金額の減額の申立て（以下「本件減額申立て」という。）をしている）。

（５）以上のことから、本件処分を取り消し、審査請求人の月額徴収金の額を現在の収入に見合った相当な額とすることを求める。

２　審査庁

　　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　　本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）審査請求人は、本児に関する特別給付金を受け取っておらず、おそらく本件施設が預かっていると思われるから、本児から徴収金を徴収すべき旨主張する。しかし、審査請求人には本児にかかる特別給付金を受領しているか否かに関わらず、民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条の規定に基づき義務教育年齢である本児を扶養する義務があることに疑いの余地はなく、法第５６条第２項に基づき審査請求人から徴収すべき負担金であると認められる。

（２）審査請求人は、本件通知第１５〔「２０」と思われる。〕の３のイに基づき、原則として申立てにより行われるが、明らかに階層区分の変更が必要な場合は、申立ての有無によらず変更決定を行って差し支えないと定められており、前年と比して世帯収入が大幅な減少となっていることから、本件においては収入に見合う額に減額されなければならない旨を主張する。

本件通知第１５の３のイでは、生活保護法による援助を受けるなど明らかに階層区分の変更が必要な場合と例示されている。また、本件通知第１５の３のアでは、前年に比して収入が減少する等、費用負担が困難であると都道府県知事等が認める場合には階層区分の変更を行って差し支えないが、階層区分の変更が２階層以上変動しない場合は変更しない旨規定されている。

この点、処分庁においては、大阪府児童福祉法施行細則（昭和５８年大阪府規則第２０号。以下「施行細則」という。）第１５条第１項の規定に基づき、令和２年６月２２日付け○子第１１６３号にて審査請求人に対し、階層区分の認定を行うための資料の提出を求める文書を発出しているが、審査請求人からは階層区分の認定に必要となる書類の提出や前年よりも世帯収入が大幅に減少となっているとの申出はなかった。そのため、処分庁は法第５６条第４項の規定に基づき、令和２年７月１６日付け○子第５２－６４号により審査請求人の住民票所在地である○○市（以下「Ａ市」という。）へ審査請求人の令和２年度市民税課税証明書の交付依頼を行い、Ａ市から交付された令和２年７月１７日付け令和２年度（令和元年分）住民税決定証明書（所得課税証明書）による市民税所得割の金額により施行細則第１５条の規定に基づき本件処分を行ったものである。

以上のことから、本件処分において、処分庁が審査請求人に対し必要な確認や調査が不足していたと認められる事実はなく、また、違法な点も認められない。

なお、審査請求人が提出した令和３年４月１４日付け「反論書２」における「審査請求人は減額の申し立てをしている」との主張については、審査請求日である令和２年１１月１０日以降に発出されたものであり、処分庁は本件減額申立てを令和３年４月７日に受理し、即日、令和３年度市町村民税課税額の推定作業及び階層区分の検討を開始し、令和３年４月２７日付けで令和２年７月からの徴収金額決定（変更）通知書を送付しており（以下、同通知書による処分を「本件変更処分」という。）、徴収金の額については、審査請求人が主張している収入に見合った額に変更されていることが確認できている。

（３）以上のとおり、本件処分は、民法、法、施行細則及び本件通知に基づき行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

（４）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和４年　３月２８日　　諮問書の受領

令和４年　４月　８日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：４月２２日

　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：４月２２日

令和４年　４月１９日　　審査請求人の「意見書」（４月１３日付け）の受領

令和４年　５月３０日　　第１回審議

令和４年　６月　１日　　審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和４年６月１７日付け○子第１１９２号。以下「処分庁回答書」という。）

令和４年　６月２７日　　第２回審議

令和４年　８月　２日　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第２５条第１項は、「要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。（後略）」と定める。

（２）法第２６条第１項は、「児童相談所長は、第２５条第１項の規定による通告を受けた児童（中略）について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」とし、第１号から第８号までを規定し、第１号では、「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」と定める。

（３）法第２７条第１項は、「都道府県は、前条第１項第１号の規定による報告（中略）のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」とし、第１号から第４号までを規定し、第３号では、「児童を（中略）児童養護施設（中略）に入所させること。」と定める。

（４）法第２８条第1項は、「保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第２７条第１項第３号の措置を採ることが児童の親権を行う者（中略）の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。」とし、第１号及び第２号を規定し、第１号では、「保護者が親権を行う者（中略）であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第２７条第１項第３号の措置を採ること。」と定める。

（５）法第５０条は、「次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。」とし、第１号から第９号を規定し、第７号では、「都道府県が、第２７条第１項第３号に規定する措置を採った場合において、入所（中略）に要する費用及び入所後の保護（中略）につき、（中略）要する費用（後略）」と定める。

（６）法第５６条第２項は、「第５０条（中略）第７号（中略）に規定する費用を支弁した都道府県（中略）の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。」と定める。

（７）法第５６条第４項は、「都道府県知事（中略）は、（中略）第２項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。」と定める。

（８）施行細則第１４条第２項は、「子ども家庭センターの長は、法第２７条第１項第３号（中略）の規定による措置（以下「措置」という。）を採った場合（中略）は、法第５６条第２項の規定により本人又はその扶養義務者から費用を徴収する。」と定める。

（９）施行細則第１５条第１項は、「知事、福祉子ども家庭センターの長又は子ども家庭センターの長（以下「子ども家庭センターの長等」という。）は、(中略)措置（中略）の実施の開始の時及び毎年度７月に、本人の属する世帯又は本人について（中略）別表第２（中略）に掲げる階層区分の認定を行わなければならない。」と定める。

（１０）施行細則第１５条第２項は、「子ども家庭センターの長等は、前項の規定により認定された階層区分に応じ、徴収金の額を決定しなければならない。」と定める。

（１１）施行細則第１５条第３項は、「子ども家庭センターの長等は、特別の理由があると認めるときは、前項に規定する徴収金の額を変更することがある。」と定める。

（１２）施行細則第１６条は、「子ども家庭センターの長等は、前条第２項又は第３項の規定により徴収金の額を決定し、又は変更したときは、本人又はその扶養義務者にその旨を通知しなければならない。」と定める。

（１３）本件通知第２０は徴収金基準額等について示し、３の特例措置についてでは、「児童養護施設等の階層区分の認定について、次に掲げる事項を例外措置として取り扱うものである。」とし、次に掲げる事項としてアからウを掲げ、アでは、「前年に比して収入が減少したり、不時のやむを得ざる支出が必要となる等の事情により、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると都道府県知事（中略）が認めた場合は、当該年の課税額を推定し、階層区分の変更を行って差し支えない。この場合、階層区分が２階層以上変動しない場合は、変更しないものとする。」と、イでは、「この階層区分の変更は、例外措置であるので、原則として措置児童等の属する世帯又は本人からの申し立てにより行うこととするが、措置児童等の属する世帯又は入所者本人が生活保護法による援助を受けるなど、明らかに階層区分の変更が必要な場合には、申し立ての有無によらず変更決定を行って差し支えないものとする。」と、ウでは、「階層区分の変更後の費用徴収は、変更が必要と認められる月（中略）から行うものとする。」と記している。

（１４）行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条は、「行政庁の処分に不服がある者は、（中略）審査請求をすることができる。」と定める。

（１５）行政不服審査法第４５条第１項は、「処分についての審査請求が（中略）不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。」と定める。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付資料（事件記録）及び処分庁回答書によれば、以下の事実が認められる。

（１）処分庁は、本児について、大阪家庭裁判所に法第２８条第１項に基づく承認申立てを行い、平成３０年６月２０日付けで、施設入所措置を行った。

処分庁は、法第５６条第２項に基づき、本児の施設入所措置に要する費用の一部を審査請求人に負担させるため、平成３０年６月２０日付けで階層認定を行い、以降、毎年７月に当該年度に係る階層認定を行った。

（２）令和２年６月２２日付けで、処分庁が、審査請求人に対して、令和２年度分の徴収金について、階層認定のための資料の提出を依頼したところ、審査請求人から資料の提出はなかった。

（３）令和２年７月１６日付けで、処分庁は、法第５６条第４項に基づき、Ａ市の長に対して、令和２年度市民税課税証明書の交付を依頼し、Ａ市の長から令和２年度（令和元年分）の住民税決定証明書が提出された。

（４）令和２年９月３日付けで、処分庁が、審査請求人に対して、令和２年７月分からの徴収金の額を月額２９，０００円（Ｄ５階層）とする本件処分を行った。

（５）令和２年１１月１０日付けで、審査請求人は、本件処分を取り消し、徴収金の月額を現在の収入に見合った相当な額とすることを求める内容の本件審査請求を行った。

（６）令和３年４月６日付けで、審査請求人は、処分庁に対して、令和２年は前年と比較して大幅に収入が減少し、徴収金額の費用負担が困難であるとして、徴収金の減額を求める本件減額申立てを行い、翌７日、処分庁はこれを受け付けた。

（７）令和３年４月２７日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、令和２年７月分からの徴収金の額を月額０円（Ｂ４階層）とする内容の本件変更処分を行った。

３　判断

（１）行政不服審査法第２条の「行政庁の処分に不服がある者」とは、「当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者」をいう。すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者で（審査請求適格・審査請求の主観的利益）、かつ、当該処分が取り消されたとき、現実に法律上の利益を回復することができる場合をいう（審査請求の客観的利益）。そのため、審査請求の対象となった処分が現に存在しないとき、若しくは処分が取り消されても現実にその利益の回復が得られないなどの状態にあるときは、当該審査請求はその要件を欠き、不適法であると解される。

また、このような処分の取消しによって回復すべき権利又は法律上保護された利益（以下「審査請求の利益」という。）は、審査請求時のみならず裁決時においてもなお存在している必要がある。したがって、裁決時において、処分後に行われた行政庁の他の措置等により、処分そのものの効果が消滅したり、あるいは当該処分によって課された不利益の回復が実際上図られているような場合には、審査請求の利益はもはや存在せず、当該審査請求はその要件を欠き、不適法となると解される。

（２）本件についてみると、前記２（６）、（７）のとおり、本件審査請求の後、審査請求人が徴収金の減額を求める本件減額申立てを行ったところ、処分庁は、令和２年７月分からの徴収金額を月額２９，０００円とする本件処分を同月から月額０円とする内容の本件変更処分を行ったことが認められる。

そうすると、本件処分により生じた審査請求人の不利益は、本件変更処分によって、実際上は消滅したものと考えるのが相当であり、その他、本件処分があったことを理由として、審査請求人を法律上不利益に扱う法令の規定もない。審査請求人は、本件変更処分がなされた後においては、本件審査請求によって法律上の利益を回復できる場合には該当しないのである。

したがって、審査請求人が求める本件処分の取消し及び徴収金額の変更については、これを争う審査請求の利益はもはやなく、本件審査請求は、行政不服審査法第２条に規定されている審査請求の要件を欠き、不適法なものと言わざるを得ない。

（３）以上のとおり、本件審査請求は、不適法であることから、行政不服審査法第４５条第１項の規定により、却下すべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　海道　俊明

委員　　　　　衣笠　葉子